

戦国・武将観光推進事業業務仕様書

1 業務の目的

来年度放送予定の大河ドラマ「豊臣兄弟!」を見据えたイベント等を開催する。また、町に訪れる観光客が「垂井町」の魅力、特に竹中半兵衛重治公や菩提山城、関ヶ原合戦など戦国及び戦国武将に関する魅力が体感できるようなイベントの実施やイベントへの出展をすることで、更なる交流人口、関係人口の増加と、観光まちづくりの推進を図ることを目的とする。

2 業務名

戦国・武将観光推進事業業務

3 業務期間

契約締結日～令和8年2月27日（金）

4 業務内容

(1) イベントの企画・開催及び運営等

- ・本業務の目的を踏まえた上で、関ヶ原町等近隣市町や、観光関係団体との連携を図りながら、町内施設で、集客力の高いイベントを企画すること。ただし、イベント会場を屋外で設定した場合は、雨天時の対応を含め提案すること。

(2) 誘客に向けた広報・PR活動の実施

- ・チラシ、ポスター、WEB、SNSなどを活用した、イベント等の告知及びPRの実施を行うこと。
- ・PR活動の目的で、町や観光協会、観光関連団体等が国内主要観光地等において行われるイベントに年2回以上参加できるよう提案・支援すること。そのうちの1回は12月に横浜で行われる「お城EXPO」とする。また、イベント出展にあたっては、観光関連団体等への参加、協力の呼びかけ、連絡調整は受託者が行うこと。なお、当日イベント参加する職員の旅費、宿泊費の経費は委託料に含まれるものとする。
- ・誘客効果が分かる仕組みを整えること。

(3) オリジナル限定グッズの企画・販売の実施

オリジナル限定グッズの企画・販売を行うこと。なお、イベント出展時限定販売の「御城印」を2種類以上の作製すること。また、オリジナル限定グッズの企画の際には、十分協議すること。

(4) 町観光ガイド養成講座（ツアー）の実施

町内を訪れる観光客の案内をするガイドを養成するため、町内関係団体と連携を図りながら講座（ツアー）を2回以上開催すること。但し、親子でも学べるように配慮すること。また、養成講座を受講した者が将来ガイドとして活動できる仕組みを構築すること。

(5) 自主提案

(1)～(4)と連動し、本来の目的を効果的にする提案を行うこと。

5 上限額

戦国・武将観光推進事業 5,000千円(消費税含む)

6 業務実施体制

(1) 業務実施責任者

- ① 本委託業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案、調査研究等のほか、業務従事者を十分指導して業務を安全かつ円滑に実施できるように管理すること。
- ③ 業務実施責任者は、町との連絡を密に行い業務を進め、遅延なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ④ 経費、業務内容など町から報告を求められた際には速やかに対応すること。
- ⑤ 業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- ⑥ 受託者は、契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を町に通知すること。

7 業務実施状況の報告等

受託者は、事業の実施に際しては、適宜状況報告し、必要に応じて町と打合せを実施すること。

8 業務完了後の提出書類

本業務完了後、7日以内に以下の書類を提出すること。

- (1) 以下の内容を含む実績報告書(事業実施期間、事業の成果が確認できる書類) 2部
- (2) 委託業務完了届 2部
- (3) 上記成果の電子データ(Word、Excel、PDF)

9 支払い条件等

- (1) 業務開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務を実施する上で必要な機器や物品等の備品購入は認められないものとし、原則として、リースあるいはレンタルでの対応とする。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、町と協議のうえその一部を委託することができる。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務を履行する上で、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 著作権等に関すること

本契約における成果物の著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。）は、費用が支払われたときに受注者から発注者に譲渡されるものとする。なお、受注者は、発注者及び発注者が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

II その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 業務の実施にあたっては、町や観光協会、観光関係団体等と十分協議する。